

東浦町所有者のいない猫捕獲器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所有者のいない猫の繁殖の低減を図り、地域猫活動の一環として、所有者のいない猫に対して不妊去勢手術を施すために猫を捕獲する道具（以下「捕獲器」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者のいない猫 所有者がおらず、町内に住み着いている猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 雄猫の去勢手術又は雌猫の不妊手術をいう。
- (3) 地域猫活動 所有者のいない猫が生息する地域において、不妊去勢手術、えさやり、トイレの設置及び清掃を実施し、所有者のいない猫を適切に管理する活動をいう。

(対象者)

第3条 捕獲器を貸し出す対象者は、地域猫活動を行っている又は行おうとしている者であって、東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱に規定する地域猫活動登録団体の登録を受けた団体（以下「団体」という。）に所属しているものとする。

(貸出期間)

第4条 捕獲器の貸出期間は、捕獲器の貸出しを受ける日（以下「貸出日」という。）から起算して15日以内とする。

- 2 貸出日及び捕獲器の貸出期間の末日（以下「返却日」という。）は、東浦町の休日を定める条例（平成元年東浦町条例第31号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）でない日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、貸出期間を15日とする場合において、貸出日から起算して15日目の日が休日等に当たるときは、当該日後において当該日に最も近い休日等でない日を返却日とすることができる。

(貸出台数)

第5条 捕獲器の貸出しを受けることができる台数は、1団体当たり3台とする。

(貸出手続)

第6条 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、貸出日の属する月の前月の1日（当該日が休日等に当たるときは、当該日後において当該日に最も近い休日等でない日）から、電話又は口頭により予約を行うものとする。

- 2 前項の規定により予約をした者は、貸出日までに、所有者のいない猫捕獲器借用書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
 - (1) 東浦町地域猫不妊等手術費補助金交付要綱に規定する東浦町地域猫活動団体登録承認通知書の写し
 - (2) 設置場所を明示した地図

(貸出料)

第7条 捕獲器の貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 捕獲器を、地域猫活動の目的以外に使用しないこと。
- (2) 第三者の土地に設置する場合、所有者の承諾を得てから設置すること。
- (3) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど、猫に配慮した場所とすること。
- (4) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器の状況を確認すること。
- (5) 猫を捕獲した際は、速やかに、当該猫を保護すること。
- (6) 捕獲器を返却する際は、ウイルス感染の対策として清掃及び次亜塩素酸ナトリウムによる消毒をすること。
- (7) 貸出期間を厳守すること。
- (8) 捕獲器を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(貸出しの中止)

第9条 町長は、利用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合には、当該捕獲器の貸出しを中止するものとする。

(使用実績報告書)

第10条 利用者は、捕獲器返却の際に併せて捕獲器使用実績報告書(様式第2)に、不妊去勢手術をした場合にあっては、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 不妊去勢手術前の所有者のいない猫の写真
- (2) 不妊去勢手術後の所有者のいない猫の写真

(損害の賠償等)

第11条 利用者の責に帰すべき事由により捕獲器の全部又は一部について滅失し、若しくは毀損し、又は盗難に遭った場合は、利用者の責任においてその損害を賠償するものとする。

2 捕獲器の使用等により、自己又は第三者に損害が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか捕獲器の貸出しに関し必要な事項については、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

様式第1（第6条関係）

所有者のいない猫捕獲器借用書

年 月 日

東 浦 町 長

(利用者)

住 所

団体名

氏 名

電 話

このことについて、東浦町所有者のいない猫捕獲器捕貸出要綱の規定により、下記のとおり借用します。

なお、使用に当たっては東浦町所有者のいない猫捕獲器捕貸出要綱を遵守いたします。

記

1 借用期間

貸出日 年 月 日 ()

返却日 年 月 日 ()

日 数 日間

2 使用場所

東浦町大字

3 捕獲予定数

頭

※ 貸出しは無料ですが、捕獲に必要なエサ等の費用は自己負担となります。

様式第2（第10条関係）

所有者のいない猫捕獲器使用実績報告書

年 月 日

東 浦 町 長

(利用者)

住 所

団体名

氏 名

電 話

捕獲器を使用しましたので、東浦町所有者のいない猫捕獲器捕貸出要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 捕獲頭数

頭

2 捕獲日時

年	月	日()	午前・午後	時	分頃
年	月	日()	午前・午後	時	分頃
年	月	日()	午前・午後	時	分頃
年	月	日()	午前・午後	時	分頃

添付書類（不妊去勢手術をした場合）

（1）不妊去勢手術前の所有者のいない猫の写真（耳のV字カットなし）

（2）不妊去勢手術後の所有者のいない猫の写真（耳のV字カットあり）

※写真はデータでの提出も可能です。